

平成 29 年 5 月 29 日  
内閣府大臣官房番号制度担当室

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第六十条の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が定める事項案」に係る意見募集の結果について

## 1. 概要

内閣府大臣官房番号制度担当室では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第六十条の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が定める事項案」(以下「告示案」という。)の内容について、以下の要領で、国民の皆様から御意見を募集しました。

○募集期間 : 平成 29 年 4 月 19 日から 5 月 22 日まで (行政手続法に基づく手続)

○提出方法 : Web フォーム及び郵送にて御意見を受付

## 2. お寄せいただいた御意見

1 件 (なお、本告示案と関係のない御意見が 6 件)

## 3. 御意見と御意見に対する考え方

御意見の概要及び御意見に対する内閣府大臣官房番号制度担当室の考え方は、別添 1 のとおりです。

なお、今般の意見募集は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号) 第 60 条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 19 条第 7 号の規定により特定個人情報を提供する場合に本人の同意が必要な場合について定めるものですが、別添 1 に記載されているもののほか、告示案の内容に直接関係のない御意見もいただいております。これらについても真摯に受け止め、制度施行に向けて万全を期してまいります。

## 4. その他

いただいた御意見等による修正ではありませんが、内閣府大臣官房番号制度担当室及び関係省庁における検討の結果、表現の適正化を図る修正を行い、別添 2 の新旧対照表のとおりとなっております。

なお、本告示案については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第六十条の規定に基づき行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度」として、本日公布しております。